



2023年漁業センサス

海面漁業調査（漁業経営体調査）結果速報

令和6年9月

宮崎県総合政策部統計調査課



# 目 次

## 〔Ⅰ〕海面漁業の生産構造

### 1 漁業経営体

(1) 漁業経営体数	1
(2) 経営組織別漁業経営体数	2
(3) 漁業層別漁業経営体数	3
(4) 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数	4
(5) 営んだ漁業種類別漁業経営体数	5

### 2 個人経営体

(1) 専業別漁業経営体数	5
(2) 基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別個人経営体数	7
(3) 後継者の有無別個人経営体数	8

### 3 漁船

(1) 漁船隻数	8
(2) 漁船種類別隻数	9

### 4 漁業経営の取組

(1) 漁獲・収獲した水産物の輸出の取組状況別経営体数	9
(2) 水産エコラベル認証の取得状況別経営体数	10
(3) 漁業共済の加入状況別経営体数	10

## 〔Ⅱ〕海面漁業の就業構造

### 1 漁業就業者

(1) 漁業就業者数	11
(2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数	12

### 2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数	13
(2) 年齢階層別責任のある者数	14
(3) 団体経営体における役職別責任のある者数	14
(4) 自営・雇われ別漁業就業者数	15

## 〔Ⅲ〕全国における宮崎県の順位表（主要指標）

### 利用にあたって

1 調査の目的	17
2 調査期日	17
3 調査体系の概要	17
4 調査方法〔海面漁業調査漁業経営体調査〕	18
5 地域区分	18
6 数値及び記号の表示	18
7 ホームページ掲載案内	18
8 連絡先	18

### 別添 用語等の解説

## 海面漁業調査 (漁業経営体調査)

### 〔I〕海面漁業の生産構造

#### 1 漁業経営体

##### (1) 漁業経営体数

令和5年11月1日現在における宮崎県の漁業経営体数は812経営体で、前回(平成30年調査。以下同じ。)に比べ138経営体減少している。

また、減少率は14.5%で、前回に比べ3.1ポイント上昇しているが、減少率は昭和24年の調査開始以来3番目の高さとなっている。【表1、図1、図2】

地域別にみると、最も漁業経営体数が多いのは県北の305経営体(構成比37.6%)で、次いで県央の256経営体(同31.5%)、県南の251経営体(同30.9%)の順となっている。減少率はそれぞれ県北20.4%、県央15.5%、県南4.9%と、すべての地域で減少しているが、特に県北の減少率が高くなっている。【表2、図3】

全国と比較すると、本県の減少率は全国の17.0%を2.5ポイント下回っており、漁業経営体数の全国順位(39都道府県中、以下同じ)は前回と同様28位となっている。【表1】

表1 漁業経営体数

単位：経営体

区分	3次	4次	5次	6次	7次	8次	9次	10次	2003年	2008年	2013年	2018年	2023年
調査年	昭38	昭43	昭48	昭53	昭58	昭63	平5	平10	平15	平20	平25	平30	令5
宮崎県	漁業経営体数	1,944	2,326	2,283	2,281	2,237	2,232	2,051	1,792	1,603	1,402	1,153	950
	対前回差	△121	382	△43	△2	△44	△5	△181	△259	△189	△201	△249	△203
	増減率(%)	△5.9	19.7	△1.8	△0.1	△1.9	△0.2	△8.1	△12.6	△10.5	△12.5	△17.8	△17.6
全国	漁業経営体数	267,211	254,118	232,302	217,734	207,439	190,271	171,524	150,586	132,417	115,196	94,507	79,067
	対前回差	37,877	△13,093	△21,816	△14,568	△10,295	△17,168	△18,747	△20,938	△18,169	△17,221	△20,689	△15,440
	増減率(%)	16.5	△4.9	△8.6	△6.3	△4.7	△8.3	△9.9	△12.2	△12.1	△13.0	△18.0	△16.3

注：1 統計表中の「-」は事実のないもの、「△」は負数又は減少したものの、「…」は不詳のもの、調査を欠くものを表す。以下同じ。

2 漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るため、生産物を販売することを目的として海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯(個人経営体)又は事業所等(団体経営体)をいう。ただし、調査期日前1年間に漁業の海上作業を30日以上行わなかった世帯を除いている。

図1 漁業経営体数の推移

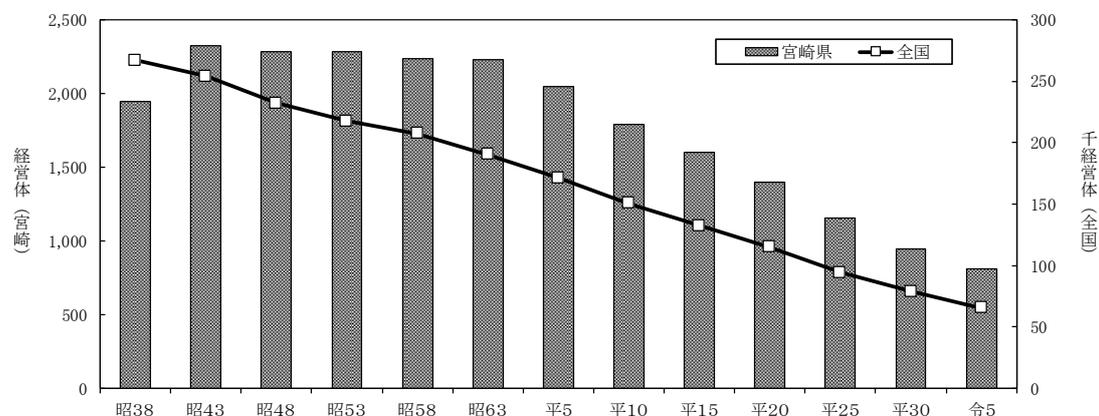


図2 漁業経営体の増減率の推移

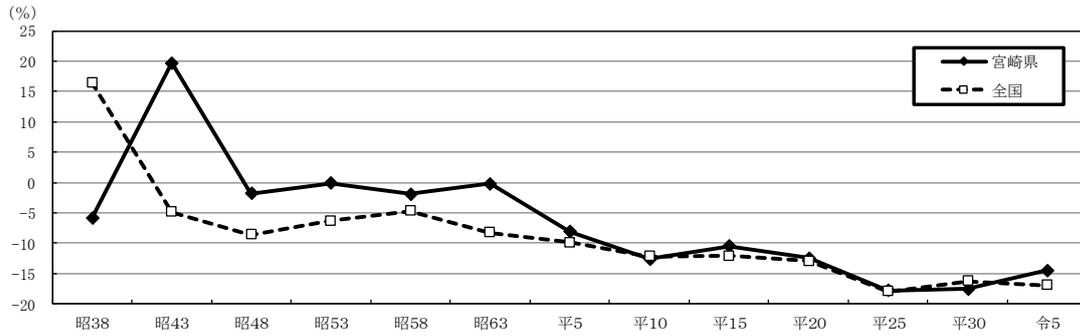
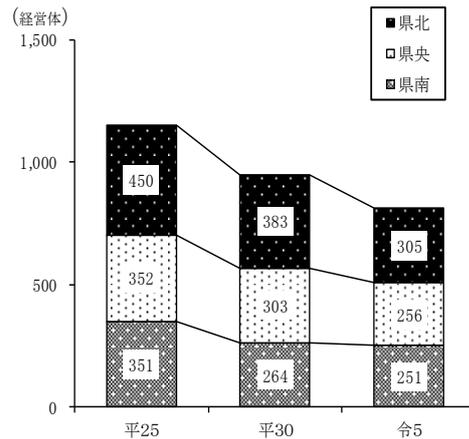


表2 地域別漁業経営体数 単位：経営体

区 分	2013年			2018年			2023年			
	調 査 年	平 2 5	平 3 0	平 2 5	平 3 0	平 2 5	平 3 0	平 2 5	平 3 0	令 5
計		1,153	950	1,153	950	1,153	950	1,153	950	812
県北	漁業経営体数	450	383	450	383	450	383	450	383	305
	構成比 (%)	39.0	40.3	39.0	40.3	39.0	40.3	39.0	40.3	37.6
	増減率 (%)	△ 17.9	△ 14.9	△ 17.9	△ 14.9	△ 17.9	△ 14.9	△ 17.9	△ 14.9	△ 20.4
県央	漁業経営体数	352	303	352	303	352	303	352	303	256
	構成比 (%)	30.5	31.9	30.5	31.9	30.5	31.9	30.5	31.9	31.5
	増減率 (%)	△ 22.0	△ 13.9	△ 22.0	△ 13.9	△ 22.0	△ 13.9	△ 22.0	△ 13.9	△ 15.5
県南	漁業経営体数	351	264	351	264	351	264	351	264	251
	構成比 (%)	30.5	27.8	30.5	27.8	30.5	27.8	30.5	27.8	30.9
	増減率 (%)	△ 12.9	△ 24.8	△ 12.9	△ 24.8	△ 12.9	△ 24.8	△ 12.9	△ 24.8	△ 4.9

県北：延岡市、門川町、日向市  
 県央：都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市  
 県南：日南市、串間市  
 以下同じ。

図3 地域別漁業経営体数



## (2) 経営組織別漁業経営体数

漁業経営体数を経営組織別にみると、個人経営体が649経営体(構成比79.9%)、団体経営体が163経営体(同20.1%)となっている。前回に比べ、個人経営体は141経営体(17.8%)減少した一方、団体経営体は3経営体(1.9%)増加している。

団体経営体のうち、会社は153経営体と、前回より4経営体増加している。また、会社の構成比は全国の4.0%を14.8ポイント上回る18.8%となっており、会社数は全国5位と、他県に比べ会社数の割合が高い。【表3】

表3 経営組織別漁業経営体数

区 分	単位：経営体									
	調 査 年	漁業経営体数			構成比 (%)			対前回増減率 (%)		
		平 2 5	平 3 0	令 5	平 2 5	平 3 0	令 5	平 2 5	平 3 0	令 5
宮崎県	計	1,153	950	812	100.0	100.0	100.0	△ 17.8	△ 17.6	△ 14.5
	個人経営体	985	790	649	85.4	83.2	79.9	△ 19.0	△ 19.8	△ 17.8
	団体経営体	168	160	163	14.6	16.8	20.1	△ 9.7	△ 4.8	1.9
	会社	154	149	153	13.4	15.7	18.8	△ 8.3	△ 3.2	2.7
	漁業協同組合	—	—	1	—	—	0.1	—	—	100.0
	漁業生産組合	9	9	6	0.8	0.9	0.7	0.0	0.0	△ 33.3
	共同経営その他	4	1	2	0.3	0.1	0.2	△ 42.9	△ 75.0	100.0
全 国	計	94,507	79,067	65,652	100.0	100.0	100.0	△ 18.0	△ 16.3	△ 17.0
	個人経営体	89,470	74,526	61,386	94.7	94.3	93.5	△ 18.3	△ 16.7	△ 17.6
	団体経営体	5,037	4,541	4,266	5.3	5.7	6.5	△ 12.3	△ 9.8	△ 6.1
	会社	2,534	2,548	2,646	2.7	3.2	4.0	△ 6.7	0.6	3.8
	漁業協同組合	211	163	154	0.2	0.2	0.2	2.4	△ 22.7	△ 5.5
	漁業生産組合	110	94	94	0.1	0.1	0.1	4.8	△ 14.5	0.0
	共同経営その他	2,147	1,700	1,339	2.3	2.2	2.0	△ 19.8	△ 20.8	△ 21.2
その他	35	36	33	0.0	0.0	0.1	△ 14.6	2.9	△ 8.3	

### (3) 漁業層別漁業経営体数

漁業経営体を漁業層別にみると、沿岸漁業層における漁業経営体数は669経営体で、前回に比べ109経営体(14.0%)減少している。このうち、海面養殖層は39経営体で、前回に比べ2経営体(5.4%)増加し、海面養殖層以外の沿岸漁業層は630経営体で、前回に比べ111経営体(15.0%)減少している。

また、中小漁業層における漁業経営体数は29経営体(16.9%)減少している。

#### 【表4】

地域別にみると、沿岸漁業層の漁業経営体数が最も多いのは県北の238経営体(構成比35.6%)で、次いで県央の222経営体(同33.2%)、県南の209経営体(同31.2%)の順となっている。

いずれの地域でも沿岸漁業層、中小漁業層ともに減少しているが、特に県北の沿岸漁業層(減少率22.2%)や県央の中小漁業層(減少率24.4%)などが減少率が高くなっている。【表5、表6、図4、図5】

表4 漁業層別漁業経営体数

単位：経営体

区 分	調 査 年	漁業経営体数			構成比 (%)			対前回増減率 (%)		
		平25	平30	令5	平25	平30	令5	平25	平30	令5
宮崎県	計	1,153	950	812	100.0	100.0	100.0	△ 17.8	△ 17.6	△ 14.5
	沿岸漁業層	960	778	669	83.3	81.9	82.4	△ 19.5	△ 19.0	△ 14.0
	海面養殖層	39	37	39	3.4	3.9	4.8	△ 15.2	△ 5.1	5.4
	上記以外の沿岸漁業層	921	741	630	79.9	78.0	77.6	△ 19.6	△ 19.5	△ 15.0
	中小漁業層	193	172	143	16.7	18.1	17.6	△ 8.1	△ 10.9	△ 16.9
	大規模漁業層	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全国	計	94,507	79,067	65,652	100.0	100.0	100.0	△ 18.0	△ 16.3	△ 17.0
	沿岸漁業層	89,107	74,151	61,444	94.3	93.8	93.6	△ 18.3	16.8	△ 17.1
	海面養殖層	14,944	13,950	12,164	15.8	17.6	18.5	△ 23.9	6.7	△ 12.8
	上記以外の沿岸漁業層	74,163	60,201	49,280	78.5	76.1	75.1	△ 17.0	△ 18.8	△ 18.1
	中小漁業層	5,344	4,862	4,153	5.7	6.1	6.3	△ 12.4	△ 9.0	△ 14.6
	大規模漁業層	56	54	55	0.1	0.1	0.1	△ 21.1	△ 3.6	1.9

注：漁業層とは漁業経営体が主に行った漁業種類又は使用した漁船のトン数から決定した区分である。

表5 地域別沿岸漁業層別漁業経営体数

単位：経営体

区 分	調 査 年	2013年	2018年	2023年
		平25	平30	令5
計		960	778	669
県北	漁業経営体数	359	306	238
	構成比 (%)	37.4	39.3	35.6
	増減率 (%)	△ 21.8	△ 14.8	△ 22.2
県央	漁業経営体数	309	258	222
	構成比 (%)	32.2	33.2	33.2
	増減率 (%)	△ 24.1	△ 16.5	△ 14.0
県南	漁業経営体数	292	214	209
	構成比 (%)	30.4	27.5	31.2
	増減率 (%)	△ 10.4	△ 26.7	△ 2.3

図4 地域別沿岸漁業層別漁業経営体数

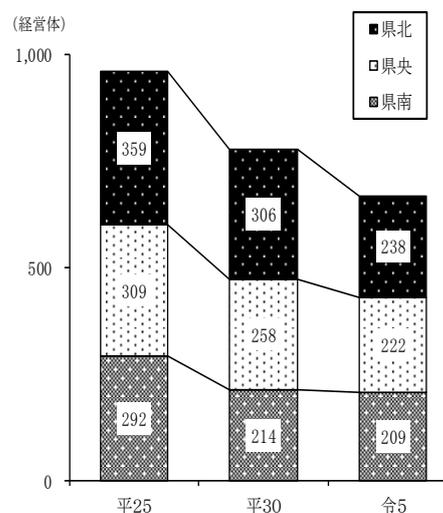
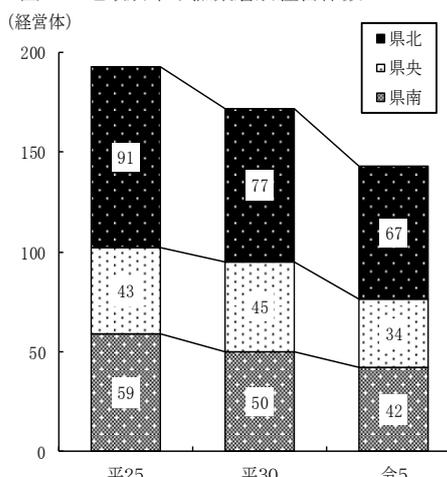


表6 地域別中小漁業層別経営体数 単位：経営体

区分	2013年	2018年	2023年	
調査年	平25	平30	令5	
計	193	172	143	
県北	漁業経営体数	91	77	67
	構成比(%)	47.1	44.8	46.9
	増減率(%)	2.2	△15.4	△13.0
県央	漁業経営体数	43	45	34
	構成比(%)	22.3	26.2	23.8
	増減率(%)	△2.3	4.7	△24.4
県南	漁業経営体数	59	50	42
	構成比(%)	30.6	29.1	29.4
	増減率(%)	△23.4	△15.3	△16.0

図5 地域別中小漁業層別経営体数



#### (4) 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数

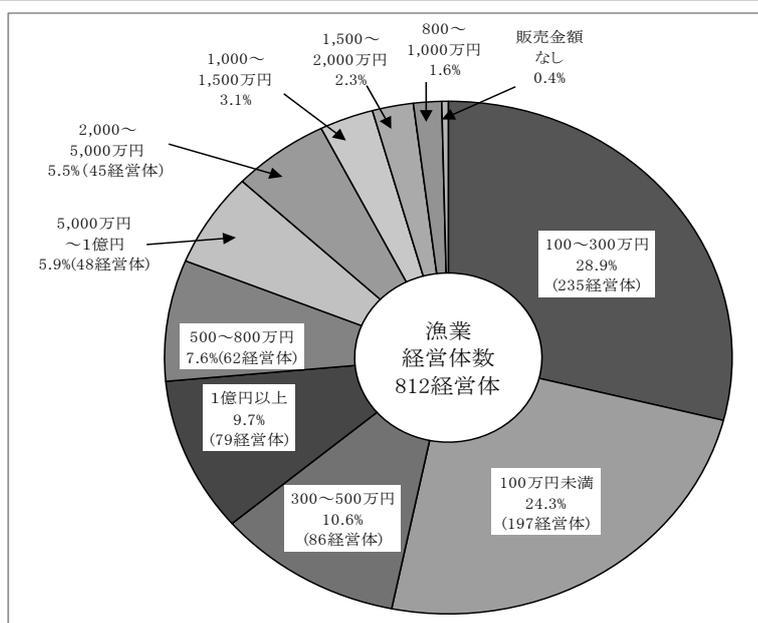
漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数をみると、「100～300万円」の漁業経営体が235経営体（構成比28.9%）と最も多く、次いで「100万円未満」が197経営体（同24.3%）となっており、300万円未満の漁業経営体が全体の約5割を占めている。

また、前回と比較すると、300万円未満の漁業経営体が74経営体（14.5%）減少した一方、1,500～2,000万円が5経営体（35.7%）、1億円以上が5経営体（6.8%）増加している。【表7、図6】

表7 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数

区分	計	販売金額											
		なし	100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～800万円	800～1,000万円	1,000～1,500万円	1,500～2,000万円	2,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円以上	
経営体数	平30	950	7	228	274	106	69	21	30	14	64	63	74
	令5	812	3	197	235	86	62	13	25	19	45	48	79
	対前回増減率(%)	△14.5	△57.1	△13.6	△14.2	△18.9	△10.1	△38.1	△16.7	35.7	△29.7	△23.8	6.8
構成比(%)	平30	100.0	0.7	24.0	28.8	11.2	7.3	2.2	3.2	1.5	6.7	6.6	7.8
	令5	100.0	0.4	24.3	28.9	10.6	7.6	1.6	3.1	2.3	5.5	5.9	9.7

図6 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数



## (5) 営んだ漁業種類別漁業経営体数

漁業経営体の営んだ漁業種類をみると、最も多いのは釣の466経営体（構成比57.4%）、次いで刺網の267経営体（構成比32.9%）、はえ縄の217経営体（構成比26.7%）となっている。

また、前回と比較すると、ほとんどの漁業種類で減少している中、海面養殖の魚類養殖は増加している。【表8】

表8 営んだ漁業種類別漁業経営体数（複数回答あり）

区 分		漁業経営体数		構成比 (%)	対前回 増減率 (%)
		平30	令5		
計（実数）		950	812	100.0	△ 14.5
底びき網	小型底びき網	64	35	4.3	△ 45.3
船 び き 網		33	31	3.8	△ 6.1
まき網	大中型まき網	1	1	0.1	0.0
	1そうまきその他 中・小型まき網	27	26	3.2	△ 3.7
刺網	その他の刺網	292	267	32.9	△ 8.6
大型定置網		9	8	1.0	△ 11.1
小型定置網		67	49	6.0	△ 26.9
その他の網漁業		35	2	0.2	△ 94.3
		274	217	26.7	△ 20.8
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	2	2	0.2	0.0
	近海まぐろはえ縄	57	52	6.4	△ 8.8
	沿岸まぐろはえ縄	81	68	8.4	△ 16.0
	その他のはえ縄	134	95	11.7	△ 29.1
		538	466	57.4	△ 13.4
釣	遠洋かつお一本釣	3	3	0.4	0.0
	近海かつお一本釣	23	18	2.2	△ 21.7
	沿岸かつお一本釣	20	7	0.9	△ 65.0
	沿岸いか釣	25	20	2.5	△ 20.0
	ひき縄釣	235	224	27.6	△ 4.7
	その他の釣	232	194	23.9	△ 16.4

注：複数回答がある項目であるため、計と内訳の合計は一致しない。

単位：経営体

区 分		漁業経営体数		構成比 (%)	対前回 増減率 (%)	
		平30	令5			
採 貝 ・ 採 藻		68	66	8.1	△ 2.9	
そ の 他 の 漁 業		88	70	8.6	△ 20.5	
		85	85	10.5	0.0	
海 面 養 殖	魚 類 養 殖	ぶり類養殖	23	24	3.0	4.3
		まだい養殖	17	18	2.2	5.9
		ひらめ養殖	5	6	0.7	20.0
		とらふぐ養殖	2	2	0.2	0.0
		その他の魚類養殖	17	18	2.2	5.9
	かき類養殖	15	11	1.4	△ 26.7	
	その他の貝類養殖	5	4	0.5	△ 20.0	
	くるまえび養殖	1	1	0.1	0.0	
	わかめ類養殖	—	1	0.1	100.0	

## 2 個人経営体

### (1) 専業別漁業経営体数

個人経営体を専業別にみると、専業は451経営体で、前回に比べ81経営体（15.2%）減少し、兼業は198経営体で、60経営体（23.3%）減少している。構成比は専業が69.5%、兼業が30.5%となり、前回に比べ専業の割合が若干増加している。また、本県と全国の構成比を比べると、全国に比べ本県は専業の割合が高い。

兼業のうち、第1種兼業は79経営体で、前回に比べ62経営体（44.0%）減少している一方、第2種兼業は119経営体で、前回に比べ2経営体（1.7%）増加している。【表9、図7】

地域別の個人経営体をみると、県北と県央がそれぞれ224経営体（構成比34.5%）で、次いで県南の201経営体（同31.0%）の順となっている。前回に比べ、すべての地域で減少しているが、特に県北の減少率が27.0%と高くなっている。【表10、図8】

表9 専兼業別個人経営体数

単位：経営体

区分	漁業経営体数			構成比(%)			対前回増減率(%)			
	調査年	平25	平30	令5	平25	平30	令5	平25	平30	令5
宮崎県	計	985	790	649	100.0	100.0	100.0	△ 19.0	△ 19.8	△ 17.8
	専業	662	532	451	67.2	67.3	69.5	△ 3.5	△ 19.6	△ 15.2
	兼業	323	258	198	32.8	32.7	30.5	△ 39.1	△ 20.1	△ 23.3
	第1種兼業	211	141	79	21.4	17.8	12.2	△ 33.0	△ 33.2	△ 44.0
	第2種兼業	112	117	119	11.4	14.8	18.3	△ 47.9	4.5	1.7
全国	計	89,470	74,526	61,386	100.0	100.0	100.0	△ 18.3	△ 16.7	△ 17.6
	専業	44,498	38,298	33,921	49.7	51.4	55.3	△ 16.1	△ 13.9	△ 11.4
	兼業	44,972	36,228	27,465	50.3	48.6	44.7	△ 20.3	△ 19.4	△ 24.2
	第1種兼業	24,940	19,664	13,571	27.9	26.4	22.1	△ 22.8	△ 21.2	△ 31.0
	第2種兼業	20,032	16,564	13,894	22.4	22.2	22.6	△ 17.0	△ 17.3	△ 16.1

注：1 第1種兼業の個人経営体とは、自営漁業とそれ以外の仕事を行った世帯のうち、自営漁業の年間収入がそれ以外の収入の合計より大きい世帯をいう。  
 2 第2種兼業の個人経営体とは、自営漁業とそれ以外の仕事を行った世帯のうち、自営漁業の年間収入がそれ以外の収入の合計より小さい世帯をいう。

図7 専兼業別個人経営体数

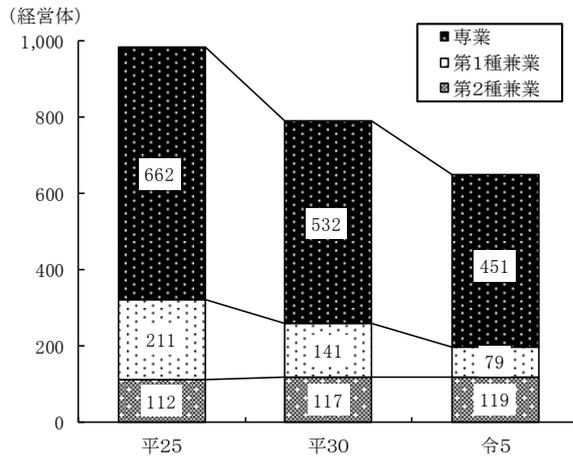
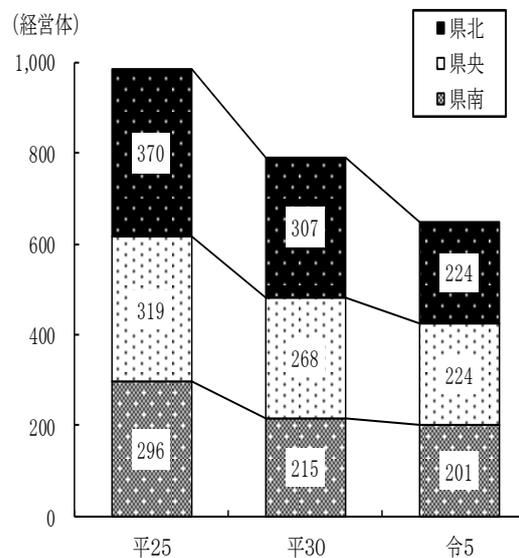


表10 地域別個人経営体数

単位：経営体

区分	調査年			
	平25	平30	令5	
計	985	790	649	
県北	漁業経営体数	370	307	224
	構成比(%)	37.6	38.9	34.5
	増減率(%)	△ 19.9	△ 17.0	△ 27.0
県央	漁業経営体数	319	268	224
	構成比(%)	32.4	33.9	34.5
	増減率(%)	△ 23.5	△ 16.0	△ 16.4
県南	漁業経営体数	296	215	201
	構成比(%)	30.1	27.2	31.0
	増減率(%)	△ 12.2	△ 27.4	△ 6.5

図8 地域別個人経営体数



## (2) 基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別個人経営体数

個人経営体を基幹的漁業従事者の男女別にみると、男性が 646 経営体（構成比 99.5%）と個人経営体のほとんどを占めている。

個人経営体を基幹的漁業従事者の年齢階層別にみると、男性で 65 歳以上の構成比が 61.3%と、前回に比べ 4.6 ポイント上昇している。【表 11】

基幹的漁業従事者を専兼業別にみると、男性で 65 歳以上の割合は専業が 64.8%、第 1 種兼業が 48.1%、第 2 種兼業が 58.5%と、前回に比べ専業、第 2 種兼業の割合が上昇している。【表 12、図 9】

表 11 基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別個人経営体数

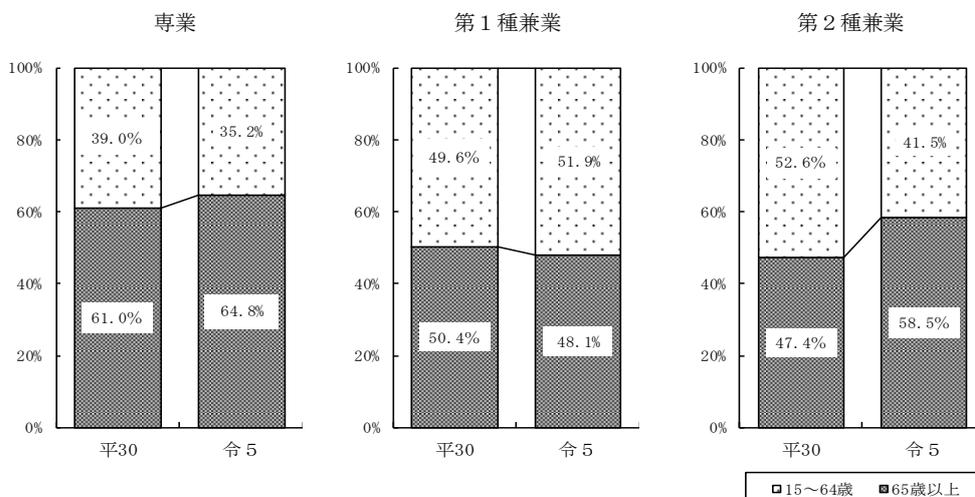
区 分	漁業経営体数		構成比 (%)		対前回増減率 (%)	
	調査年		調査年		調査年	
	平 3 0	令 5	平 3 0	令 5	平 3 0	令 5
個人経営体数	790	649	100.0	100.0	△ 19.8	△ 17.8
海上作業従事者がいる	787	648	99.6	99.8	△ 20.1	△ 17.7
基幹的漁業従事者が男	785	646	99.4	99.5	△ 19.9	△ 17.7
29 歳 以 下	5	6	0.6	0.9	△ 64.3	20.0
30 ～ 39 歳	35	24	4.4	3.7	0.0	△ 31.4
40 ～ 49 歳	54	58	6.8	8.9	△ 34.9	7.4
50 ～ 59 歳	127	93	16.1	14.3	△ 31.0	△ 26.8
60 ～ 64 歳	116	67	14.7	10.3	△ 38.9	△ 42.2
65 歳 以 上	448	398	56.7	61.3	△ 5.5	△ 11.2
基幹的漁業従事者が女	2	2	0.3	0.3	△ 60.0	0.0
29 歳 以 下	-	-	-	-	-	-
30 ～ 39 歳	-	-	-	-	-	-
40 ～ 49 歳	-	-	-	-	-	-
50 ～ 59 歳	1	1	0.1	0.2	-	0.0
60 ～ 64 歳	-	-	-	-	△ 100.0	-
65 歳 以 上	1	1	0.1	0.2	△ 75.0	0.0
海上作業従事者がいない	3	1	0.4	0.2	-	△ 66.7

注：基幹的漁業従事者とは、個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業日数が最も多い者をいう。

表 12 専兼業別基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別個人経営体数

区 分	専業		第 1 種兼業		第 2 種兼業	
	調査年		調査年		調査年	
	平 3 0	令 5	平 3 0	令 5	平 3 0	令 5
計	532	451	141	79	117	119
海上作業従事者がいる	529	450	141	79	117	118
基幹的漁業従事者が男	528	449	141	79	116	118
15 ～ 64 歳	206	158	70	41	61	49
65 歳 以 上	322	291	71	38	55	69
基幹的漁業従事者が女	1	1	-	-	1	1
15 ～ 64 歳	1	1	-	-	-	-
65 歳 以 上	-	-	-	-	1	1
海上作業従事者がいない	3	1	-	-	-	-

図9 専業別「基幹的漁業従事者が男」個人経営体に占める65歳以上経営体割合



(3) 後継者の有無別個人経営体数

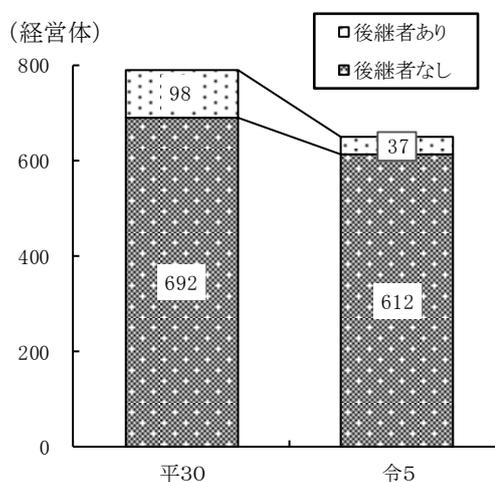
後継者の有無をみると、後継者のいない個人経営体は612経営体で、全体の9割以上を占めている。後継者のいる個人経営体は37経営体となっており、構成比は全国の16.9%より11.2ポイント低い5.7%となっている。【表13、図10】

表13 後継者の有無別個人経営体数

区分		漁業経営体数		構成比(%)	
		平30	令5	平30	令5
宮崎県	計	790	649	100.0	100.0
	後継者あり	98	37	12.4	5.7
	後継者なし	692	612	87.6	94.3
全国	計	74,526	61,386	100.0	100.0
	後継者あり	12,699	10,359	17.0	16.9
	後継者なし	61,827	51,027	83.0	83.1

注：後継者とは、満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

図10 後継者の有無別個人経営体数



3 漁船

(1) 漁船隻数

漁業経営体が調査期日前1年間に漁業生産に使用した漁船のうち、調査期日現在保有している漁船の総隻数は1,212隻で、前回に比べ226隻(15.7%)減少している。【表14、図11】

## (2) 漁船種類別隻数

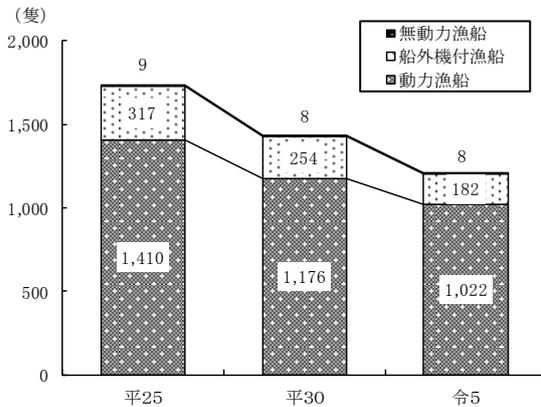
漁船隻数を種類別にみると、動力漁船が1,022隻（構成比84.3%）、船外機付漁船が182隻（同15.0%）、無動力漁船が8隻（同0.7%）となっており、前回に比べ動力漁船と船外機付漁船が減少している。【表14、図11】

表14 漁船隻数

区 分	漁 船 隻 数			構 成 比 (%)			対 前 回 増 減 率 (%)		
	平25	平30	令5	平25	平30	令5	平25	平30	令5
計	1,736	1,438	1,212	100.0	100.0	100.0	△ 13.2	△ 17.2	△ 15.7
無 動 力 漁 船	9	8	8	0.5	0.6	0.7	△ 10.0	△ 11.1	0.0
船 外 機 付 漁 船	317	254	182	18.3	17.7	15.0	2.9	△ 19.9	△ 28.3
動 力 漁 船	1,410	1,176	1,022	81.2	81.8	84.3	△ 16.1	△ 16.6	△ 13.1

単位：隻

図11 漁船隻数



## 4 漁業経営の取組

### (1) 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況別経営体数

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は7経営体（構成比0.9%）となっている。このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は2経営体（構成比0.2%）となっている。【表15】

表15 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況（複数回答あり）

単位：経営体

	計 (実数)	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷 (輸出) していない
		小計 (実数)	販売金額又は数量 を把握している	販売金額・数量 を把握していない	
宮崎県	812	7	2	5	805
構成比 (%)	100.0	0.9	0.2	0.6	99.1
全 国	65,652	2,045	394	1,652	63,607
構成比 (%)	100.0	3.1	0.6	2.5	96.9

注：海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収穫した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。

## (2) 水産エコラベル認証の取得状況別経営体数

水産エコラベルを取得している漁業経営体は 14 経営体で（構成比 1.7%）となっている。このうち、MSC の認証を取得している漁業経営体が 11 経営体と（構成比 1.4%）最も多くなっている。

全国と比較すると、本県の水産エコラベルを取得している漁業経営体の割合は低くなっている。【表 16】

表 16 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答あり）

単位：経営体

	計 (実数)	取得している（複数回答）							取得していない
		小計 (実数)	M E L	M S C	A S C	B A P	Alaska R F M	GLOBAL G. A. P	
宮崎県	812	14	3	11	1	-	-	-	798
構成比 (%)	100.0	1.7	0.4	1.4	0.1	-	-	-	98.3
全 国	65,652	2,154	1,768	242	189	5	1	-	63,498
構成比 (%)	100.0	3.3	2.7	0.4	0.3	0.0	0.0	-	96.7

注：水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるように商品にラベルを表示する仕組みをいう。調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。

## (3) 漁業共済の加入状況別経営体数

漁業共済に加入している漁業経営体は 500 経営体（構成比 61.6%）となっている。このうち、積立ぶらすに加入している漁業経営体は 386 経営体（構成比 47.5%）となっており、全国と比較するといずれも加入割合が高くなっている。

【表 17】

表 17 漁業共済の加入状況

単位：経営体

	計	漁業共済に加入している			漁業共済に 加入していない
		小計	積立ぶらすに 加入している	積立ぶらすに 加入していない	
宮崎県	812	500	386	114	312
構成比 (%)	100.0	61.6	47.5	14.0	38.4
全 国	65,652	28,914	20,982	7,932	36,738
構成比 (%)	100.0	44.0	32.0	12.1	56.0

注：漁業共済とは漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要領」に基づき計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

## 〔Ⅱ〕海面漁業の就業構造

### 1 漁業就業者

#### (1) 漁業就業者数

漁業就業者数は1,966人で、前回に比べ206人減少し、減少率は9.4%となっている。【表18、図12】

地域別にみると、漁業就業者が最も多いのは県北の866人（構成比43.4%）で全体の約4割を占めており、次いで県南の711人（同35.6%）、県央の419人（同21.0%）の順となっている。【表19、図13】

全国と比較すると、漁業就業者はともに減少しているものの、減少率は本県が全国を大きく下回っている。【表18】

表18 漁業就業者数

区 分		2003年	2008年	2013年	2018年	2023年
調 査 年		平 1 5	平 2 0	平 2 5	平 3 0	令 5
宮 崎 県	漁業就業者数	3,749	3,360	2,677	2,202	1,996
	対 前 回 差	△ 528	△ 389	△ 683	△ 475	△ 206
	増 減 率 (%)	△ 12.3	△ 10.4	△ 20.3	△ 17.7	△ 9.4
全 国	漁業就業者数	238,371	221,908	180,985	151,701	121,230
	対 前 回 差	△ 38,671	△ 16,463	△ 40,923	△ 29,284	△ 30,471
	増 減 率 (%)	△ 14.0	△ 6.9	△ 18.4	△ 16.2	△ 20.1

単位：人

注： 漁業就業者とは、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

図12 漁業就業者数の推移

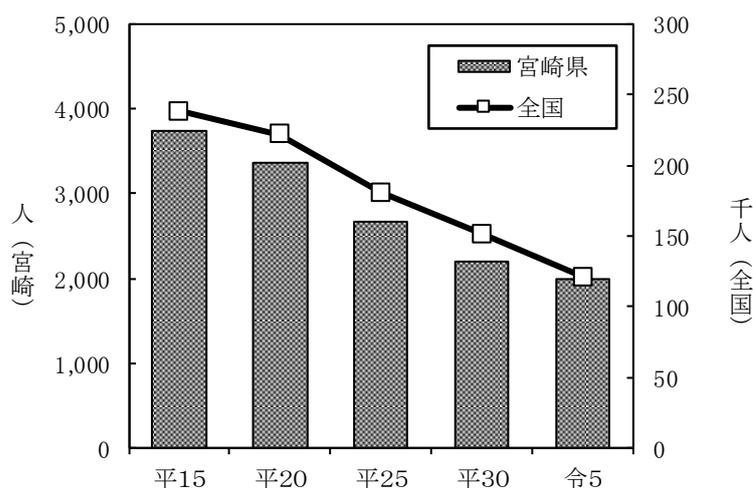
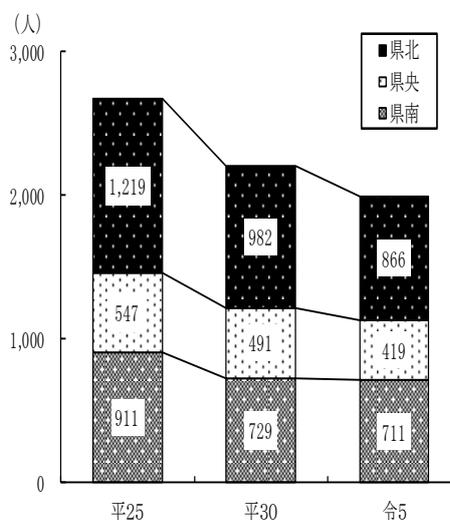


表 19 地域別漁業就業者数

区 分		2013年	2018年	2023年
調 査 年		平 2 5	平 3 0	令 5
計		2,677	2,202	1,996
県北	漁業就業者数	1,219	982	866
	構成比 (%)	45.5	44.6	43.4
	増減率 (%)	△ 16.6	△ 19.4	△ 11.8
県央	漁業就業者数	547	491	419
	構成比 (%)	20.4	22.3	21.0
	増減率 (%)	△ 24.7	△ 10.2	△ 14.7
県南	漁業就業者数	911	729	711
	構成比 (%)	34.0	33.1	35.6
	増減率 (%)	△ 22.3	△ 20.0	△ 2.5

単位：人

図 13 地域別漁業就業者数



## (2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数

漁業就業者を男女別にみると、男性 1,922 人、女性は 74 人で、前回に比べ男性が 185 人 (8.8%)、女性が 21 人 (22.1%) 減少している。構成比では男性が 96.3%と漁業就業者のほとんどを占めている。

年齢階層別にみると、60～64 歳の階層で 76 人 (26.7%) 減などほとんどの階層で減少している一方、15～29 歳の階層は 57 人 (27.8%) 増と唯一増加がみられた。

また、漁業就業者のうち、男性で 65 歳以上の割合は 32.4%であり、その割合は前回より高くなっている。【表 20、図 14、図 15】

表 20 男女別・年齢階層別漁業就業者数

区 分		漁業就業者数			構成比 (%)			対前回増減率 (%)		
調 査 年		平 2 5	平 3 0	令 5	平 2 5	平 3 0	令 5	平 2 5	平 3 0	令 5
総 計	計	2,677	2,202	1,996	100.0	100.0	100.0	△ 20.3	△ 17.7	△ 9.4
	15 ～ 29 歳	268	205	262	10.0	9.3	13.1	△ 25.8	△ 23.5	27.8
	30 ～ 39 歳	321	259	209	12.0	11.8	10.5	△ 19.5	△ 19.3	△ 19.3
	40 ～ 49 歳	397	327	308	14.8	14.9	15.4	△ 18.5	△ 17.6	△ 5.8
	50 ～ 59 歳	538	412	317	20.1	18.7	15.9	△ 41.1	△ 23.4	△ 23.1
	60 ～ 64 歳	425	285	209	15.9	12.9	10.5	14.6	△ 32.9	△ 26.7
	65 歳以上	728	714	691	27.2	32.4	34.6	△ 12.1	△ 1.9	△ 3.2
男	計	2,561	2,107	1,922	95.7	95.7	96.3	△ 19.9	△ 17.7	△ 8.8
	15 ～ 29 歳	264	204	259	9.9	9.3	13.0	△ 26.3	△ 22.7	27.0
	30 ～ 39 歳	319	255	206	11.9	11.6	10.3	△ 18.2	△ 20.1	△ 19.2
	40 ～ 49 歳	386	319	302	14.4	14.5	15.1	△ 14.0	△ 17.4	△ 5.3
	50 ～ 59 歳	512	385	308	19.1	17.5	15.4	△ 40.5	△ 24.8	△ 20.0
	60 ～ 64 歳	401	271	200	15.0	12.3	10.0	14.6	△ 32.4	△ 26.2
	65 歳以上	679	673	647	25.4	30.6	32.4	△ 14.3	△ 0.9	△ 3.9
女	計	116	95	74	4.3	4.3	3.7	△ 28.0	△ 18.1	△ 22.1
	15 ～ 29 歳	4	1	3	0.1	0.0	0.2	33.3	△ 75.0	200.0
	30 ～ 39 歳	2	4	3	0.1	0.2	0.2	△ 77.8	100.0	△ 25.0
	40 ～ 49 歳	11	8	6	0.4	0.4	0.3	△ 71.1	△ 27.3	△ 25.0
	50 ～ 59 歳	26	27	9	1.0	1.2	0.5	△ 51.9	3.8	△ 66.7
	60 ～ 64 歳	24	14	9	0.9	0.6	0.5	14.3	△ 41.7	△ 35.7
	65 歳以上	49	41	44	1.8	1.9	2.2	36.1	△ 16.3	7.3

単位：人

図14 年齢階層別漁業就業者の構成

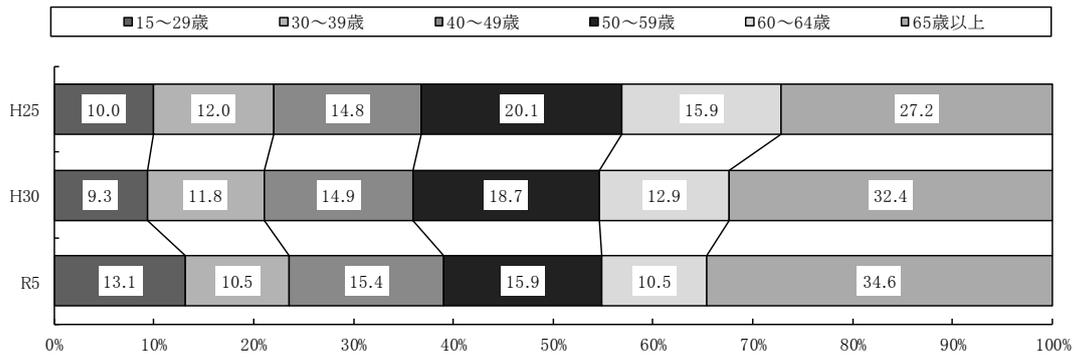
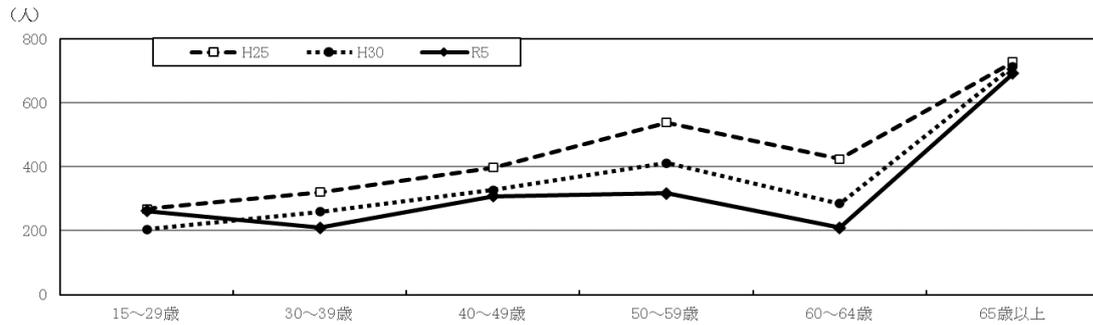


図15 年齢階層別漁業就業者の推移



## 2 労働力

### (1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員・役員数は1,106人で、このうち漁業従事世帯員は759人、漁業従事役員は347人となっている。

年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は65歳以上が452人と全体の約6割を占めている。また、漁業従事役員は65歳以上が134人と全体の約4割を占めており、全国と比較するといずれも65歳以上の割合が高くなっている。【表21】

表21 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

単位：人

区分		計	15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上
宮崎県	人数	1,106	21	68	136	177	118	586
	漁業従事世帯員	759	12	41	69	107	78	452
	漁業従事役員	347	9	27	67	70	40	134
	構成比(%)	100.0	1.9	6.1	12.3	16.0	10.7	53.0
	漁業従事世帯員	100.0	1.6	5.4	9.1	14.1	10.3	59.6
	漁業従事役員	100.0	2.6	7.8	19.3	20.2	11.5	38.6
全国	人数	102,162	3,424	7,136	12,115	18,083	11,634	49,770
	漁業従事世帯員	92,405	3,103	6,140	10,310	15,676	10,345	46,831
	漁業従事役員	9,757	321	996	1,805	2,407	1,289	2,939
	構成比(%)	100.0	3.4	7.0	11.9	17.7	11.4	48.7
	漁業従事世帯員	100.0	3.4	6.6	11.2	17.0	11.2	50.7
	漁業従事役員	100.0	3.3	10.2	18.5	24.7	13.2	30.1

注：1 漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に漁業を行った者をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。

注：2 漁業従事役員とは、団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理人を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

## (2) 年齢階層別責任のある者数

漁業経営体の責任のある者は1,009人で、年齢階層別にみると65歳以上が542人と全体の約5割を占めており、全国と比較すると65歳以上の割合が高くなっている。【表22】

表22 年齢階層別責任のある者数

区 分		計	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
宮 崎 県	人 数	1,009	15	53	126	164	109	168	184	190
	個人経営体	662	6	26	59	94	69	115	143	150
	団体経営体	347	9	27	67	70	40	53	41	40
	構成比(%)	100.0	1.5	5.3	12.5	16.3	10.8	16.7	18.2	18.8
全 国	人 数	76,255	1,317	4,261	8,781	14,041	9,186	10,399	12,185	16,085
	個人経営体	66,498	996	3,265	6,976	11,634	7,897	9,225	11,264	15,241
	団体経営体	9,757	321	996	1,805	2,407	1,289	1,174	921	844
	構成比(%)	100.0	1.7	5.6	11.5	18.4	12.0	13.6	16.0	21.1

## (3) 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者を役職別にみると、陸上作業において責任のある者が185人(構成比53.3%)、経営主が179人(同51.6%)、船長が122人(同35.2%)となっている。

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が61.6歳、陸上作業において責任のある者が61.0歳、船長が55.6歳となっており、全国と比較すると、経営主は2.9歳、陸上作業において責任のある者は1.6歳高くなっている。【表23】

表23 団体経営体における役職別責任のある者数(複数回答あり)

区 分		計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業に おいて責任 のある者
				漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
宮 崎 県	人 数	347	179	64	122	44	32	29	185
	構成比(%)	100.0	51.6	18.4	35.2	12.7	9.2	8.4	53.3
	平均年齢(歳)	—	61.6	56.5	55.6	53.0	54.4	59.2	61.0
全 国	人 数	9,757	5,738	1,966	3,213	860	880	2,145	3,970
	構成比(%)	100.0	58.8	20.1	32.9	8.8	9.0	22.0	40.7
	平均年齢(歳)	—	58.7	57.3	55.0	53.6	53.9	53.1	59.4

注：複数回答がある項目であるため、計と内訳の合計は一致しない。

#### (4) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者のうち、自家漁業のみに従事した者は665人、雇われて漁業に従事した者は1,068人で、前回に比べそれぞれ167人(20.1%)、88人(7.6%)減少している。

自家漁業のみに従事した者の構成比は33.3%と全国の56.5%を23.2ポイント下回っている一方、雇われて漁業に従事した者の構成比は53.5%と全国の36.9%を16.6ポイント上回っており、全国に比べ雇われて漁業に従事した者の割合が高い。【表24】

また、新規就業者は63人で、前回に比べ36人(133.3%)増加しており、そのほとんどは雇われて漁業に従事した者である。【表25】

表24 自営・雇われ別漁業就業者数

区 分		漁業就業者数		構成比 (%)		対前回 増減率 (%)
		平30	令5	平30	令5	令5
調 査 年		平30	令5	平30	令5	令5
宮 崎 県	漁 業 就 業 者	2,202	1,996	100.0	100.0	△ 9.4
	自家漁業のみに従事 うち新規就業者	832	665	37.8	33.3	△ 20.1
	漁業従事役員	214	263	9.7	13.2	22.9
	漁業雇われ	1,156	1,068	52.5	53.5	△ 7.6
	全 国	漁 業 就 業 者	151,701	121,230	100.0	100.0
全 国	自家漁業のみに従事 うち新規就業者	86,943	68,468	57.3	56.5	△ 21.2
	漁業従事役員	469	409	0.3	0.3	△ 12.8
	漁業雇われ	8,726	8,019	5.8	6.6	△ 8.1
	漁業雇われ	56,032	44,743	36.9	36.9	△ 20.1

単位：人

表25 新規就業者数

区 分	新規就業者数		構成比 (%)	対前回 増減率 (%)
	平30	令5		
計	27	63	100.0	133.3
個人経営体の自家漁業のみ	1	2	3.2	100.0
漁業雇われ	26	61	96.8	134.6

単位：人

注： 新規就業者とは、調査期日前1年間に、海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として海面漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）  
ただし、毎年漁業に従事している場合であって、冬季は漁業以外の仕事をしており、春から漁業を再開する場合などは含めない。
- ・他の産業に従事等、他の仕事が主であったが、漁業が主となった者
- ・学生等、ふだんの状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主となった者

### 〔Ⅲ〕全国における宮崎県の順位表（主要指数）

1 漁業経営体数

2 個人経営体数

3 団体経営体のうち  
会社数

4 漁業就業者数

5 漁業就業者に  
占める男性65歳  
以上の割合

経営体	
全国	65,652

経営体	
全国	61,386

経営体	
全国	2,646

人	
全国	121,230

%	
全国	30.8

経営体		経営体		経営体		人		%	
1 北海道	9,845	1 北海道	8,854	1 北海道	407	1 北海道	19,939	1 秋田	40.6
2 長崎	4,805	2 長崎	4,548	2 鹿児島	227	2 長崎	9,209	2 山形	39.0
3 青森	3,116	3 青森	3,024	3 長崎	224	3 青森	6,855	3 山口	38.0
4 岩手	2,896	4 岩手	2,812	4 愛媛	166	4 宮城	5,242	4 福島	36.9
5 愛媛	2,736	5 沖縄	2,611	5 宮崎	153	5 岩手	4,990	5 岩手	35.9
6 沖縄	2,658	6 愛媛	2,558	6 広島	107	6 鹿児島	4,805	6 新潟	35.5
7 鹿児島	2,554	7 鹿児島	2,303	7 大分	102	7 愛媛	4,761	7 長崎	35.4
8 兵庫	2,322	8 三重	2,197	8 宮城	93	8 三重	4,217	8 福井	35.0
9 三重	2,286	9 山口	2,095	9 香川	91	9 熊本	4,118	9 徳島	34.8
10 熊本	2,166	10 熊本	2,068	10 熊本	87	10 兵庫	3,947	10 鹿児島	34.4
11 山口	2,160	11 宮城	2,007	11 兵庫	79	11 福岡	3,913	11 大分	34.3
12 宮城	2,129	12 福岡	1,927	12 高知	77	12 静岡	3,750	12 沖縄	34.0
13 福岡	2,008	13 兵庫	1,902	13 石川	63	13 沖縄	3,266	13 宮城	33.7
14 広島	1,945	14 広島	1,837	14 静岡	63	14 佐賀	2,965	14 高知	33.7
15 静岡	1,714	15 静岡	1,627	15 島根	63	15 愛知	2,861	15 石川	33.0
16 愛知	1,640	16 愛知	1,573	16 神奈川	61	16 山口	2,825	16 青森	32.8
17 大分	1,506	17 大分	1,399	17 三重	58	17 広島	2,672	17 宮崎	32.4
18 千葉	1,346	18 千葉	1,283	18 青森	47	18 千葉	2,671	18 和歌山	32.1
19 高知	1,345	19 佐賀	1,272	19 千葉	43	19 高知	2,621	19 島根	31.6
20 佐賀	1,317	20 高知	1,252	20 山口	42	20 大分	2,508	20 静岡	31.2
21 和歌山	1,279	21 和歌山	1,243	21 鳥取	40	21 宮崎	1,996	21 香川	30.8
22 島根	1,210	22 島根	1,119	22 福岡	39	22 島根	1,952	22 広島	30.4
23 徳島	1,105	23 徳島	1,062	23 沖縄	37	23 石川	1,948	23 愛媛	30.2
24 新潟	1,033	24 新潟	1,005	24 徳島	36	24 和歌山	1,896	24 京都	29.9
25 石川	972	25 石川	892	25 福井	31	25 徳島	1,638	25 鳥取	29.7
26 香川	970	26 香川	875	26 富山	28	26 新潟	1,500	26 熊本	29.7
27 神奈川	819	27 神奈川	742	27 茨城	26	27 神奈川	1,449	27 茨城	29.2
28 宮崎	812	28 岡山	717	28 岩手	22	28 香川	1,425	28 千葉	28.8
29 岡山	742	29 宮崎	649	29 新潟	19	29 茨城	1,082	29 岡山	28.5
30 福井	648	30 福井	601	30 愛知	18	30 福島	1,075	30 兵庫	28.1
31 京都	545	31 京都	525	31 和歌山	18	31 福井	1,060	31 東京	27.8
32 鳥取	520	32 鳥取	475	32 秋田	16	32 岡山	992	32 神奈川	27.8
33 大阪	480	33 大阪	449	33 京都	15	33 鳥取	978	33 愛知	27.4
34 秋田	476	34 秋田	436	34 岡山	13	34 東京	820	34 三重	26.4
35 福島	421	35 福島	403	35 福島	10	35 富山	804	35 福岡	26.4
36 東京	399	36 東京	390	36 佐賀	9	36 大阪	785	36 北海道	26.1
37 茨城	310	37 茨城	282	37 大阪	8	37 京都	773	37 佐賀	26.1
38 山形	209	38 山形	204	38 東京	5	38 秋田	630	38 富山	24.0
39 富山	208	39 富山	168	39 山形	3	39 山形	292	39 大阪	21.1

## 利用にあたって

この概要は、統計法に基づく基幹統計として、令和5年11月1日現在で農林水産省所管のもとに実施された「2023年漁業センサス」のうち「海面漁業調査」の「漁業経営体調査」について、宮崎県分の主要項目集計結果をまとめたものである。

### 1 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

昭和24年に第1回目、昭和29年に第2回目の調査を実施し、昭和38年の第3回目からは5年に1度の周期で実施され、今回で15回目の実施である。

### 2 調査期日

令和5年11月1日現在

### 3 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 －都道府県 －市区町村 －統計調査員 －調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能)
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	農林水産省 －民間事業者 －調査対象	郵送調査又は オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 －地方組織 －(統計調査員) －調査対象	郵送調査又は オンライン調査 (郵送又はオンラインで回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収)
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	農林水産省 －民間事業者 －調査対象	郵送調査又は オンライン調査
流通加工調査	魚市場調査	水産物の市場	農林水産省 －民間事業者 －調査対象	郵送調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに 水産加工業の事業所	農林水産省 －地方組織 －(統計調査員) －調査対象	郵送調査又は オンライン調査 (郵送又はオンラインで回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収)

#### 4 調査方法（海面漁業調査漁業経営体調査）

統計調査員が調査対象に対し、調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら調査票に記入し回答する）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

#### 5 地域区分

調査結果の概要にある地域別集計は、次の市町を集計したものである。

県北 … 延岡市、門川町、日向市

県央 … 都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市

県南 … 日南市、串間市

#### 6 数値及び記号の表示

##### （１）数値

ア 統計表の数値は概数値である。

イ 統計表の一部において、数値を四捨五入しているため、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。

##### （２）記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」は事実のないもの

「△」は負数又は減少したもの

「…」は不詳のもの、調査を欠くもの

#### 7 ホームページ掲載案内

○この資料については、宮崎県のホームページに掲載しています。

([http://www.pref.miyazaki.lg.jp/tokeichosa/kense/toke/gyosen\\_top.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/tokeichosa/kense/toke/gyosen_top.html))

○九州の調査結果は、九州農政局ホームページ「統計情報」に掲載されています。

(<http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/index.html>)

○全国の調査結果は、農林水産省ホームページ「統計情報」に掲載されています。

(<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/index.html>)

#### 8 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

宮崎県 総合政策部 統計調査課 産業統計担当

電 話 0985-32-4451（直通）

F A X 0985-29-0534

E メール [tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp)

## 別添 用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。

漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したものをいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
出荷先	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収獲物を直接出荷した相手先をいう。 なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。
漁協の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁協以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。 また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販売	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。

漁業従事世帯員 (家族)	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者(経営主を除く)	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長(コック長)など海上作業における各部門における責任者をいう。 なお、役職についていない役員も含む。
陸上作業において責任のある者	管理運營業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)
漁業従事役員 漁業雇われ	前述の「漁業従事役員」に同じ。 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)
新規就業者	調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業

が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。

11月1日現在の海上  
作業従事者

満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。

なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。

漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。

無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

漁業の海上作業

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

漁業の陸上作業

- (ア) 海上養殖施設での養殖
  - a 漁船を使用した養殖施設までの往復
  - b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し
  - c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
  - a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
  - b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
  - c 池又は水槽の見回り
  - d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
  - e 収獲物の取り上げ作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

- ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）
- イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業
- ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- エ 悪天候時の出漁待機
- オ 餌の仕入れ及び調餌作業
- カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業
- キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業  
ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。
- ケ 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専兼業  
分類

専業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕

事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

## 兼業の種類

### 水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。

他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。

なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。

### 漁家民宿

旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

### 漁家レストラン

食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

### 遊漁船業

遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。

なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。

### 農業

販売することを目的に農業を行っている場合をいう。

### 小売業

自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。

なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。

### その他

上記以外のものをいう。

## 基幹的漁業従事者

各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。

## 世代構成別

### 一世代個人経営

漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。

### 二世帯個人経営

一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。

### 三世帯等個人経営

一世代個人経営及び二世帯個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

## 後継者

満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

漁獲・収穫した水産物の輸出

調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収穫物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。

「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 自ら漁獲・収穫した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合
- ② 自ら漁獲・収穫した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

水産エコラベル認証

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。

ア MEL（日本；漁業・養殖）  
Marine Eco-Label Japan  
（水産エコラベル例）



イ MSC（英国；漁業）  
Marine Stewardship Council  
（水産エコラベル例）



ウ ASC（オランダ；養殖）  
Aquaculture Stewardship Council  
（水産エコラベル例）



エ B A P (アメリカ；養殖)  
Best Aquaculture Practices  
(水産エコラベル例)



オ A l a s k a R F M (アメリカ；漁業)  
Certified Seafood Collaborative  
(水産エコラベル例)



## 漁業共済

漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。

## 積立ふらす

積立ふらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。